平成２４年（フ）第１９０号
横浜市金沢区並木１丁目20―３　ブラウンハイム502号江嵜方
債務者　櫻庭　博子（旧姓江嵜）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２４号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目10番33―301号つつじハイム香川第２
債務者　白川　信雄
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目10番33―301号つつじハイム香川第２
債務者　白川　幸江（旧姓大上）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５０号
横浜市南区別所５丁目１番29号　宮坂荘202
債務者　南　　安子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４号
東京都あきる野市伊奈1245番地４
債務者　市川　二男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
東京都あきる野市伊奈1245番地４
債務者　市川　末子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８号
長野県小諸市大字御影新田1968番地１
債務者　春原　圭介
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１１３５号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―235号
債務者　竹本由美枝（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３７号
大阪市東成区東今里２丁目５番９号
債務者　松原　一喜
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４７号
大阪市都島区友渕町２丁目６番21号
債務者　神田　圭典
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２５号
東京都調布市東つつじケ丘１丁目９番地１イワモトコーポラス201
債務者　平賀プラパポーンこと　ヒラガプラパポーン
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
東京都武蔵野市中町３丁目18番19号Ｍ・Ｎフラット302
債務者　原　　利枝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
東京都国分寺市日吉町３丁目22番地１オリーブガーデン209
債務者　田仲　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６号
東京都羽村市羽東２丁目19番23号ガーデンヒルズ107
債務者　具志　里奈
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３３号
横浜市鶴見区本町通２丁目57番地　第一本田荘
債務者　井出文珠郎
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３９号
横浜市青葉区市ケ尾町1162番地10　市ケ尾ホワイトレジデンス308
債務者　福地　和紀
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部